

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 22 日

各臨床研修病院長 殿
各国公私立医科大学（医学部）附属病院長 殿

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室長

東北地方太平洋沖地震の影響による医師臨床研修関係の取扱い

この度の東北地方太平洋沖地震の発生により、被害を受けられた病院においては、臨床研修に係る事務又は研修そのものの継続が困難となることが考えられます。

このため、平成 23 年 3 月現在 2 年次の研修医の研修期間や修了認定等に係る事項、平成 23 年 3 月現在 1 年次の研修医の受入れに係る事項等に関する一般的な Q & A を取りまとめましたので、参考として下さい。

なお、その他、具体的な相談など詳細については、管轄の地方厚生局健康福祉部医事課にお問い合わせ下さい。

東北地方太平洋沖地震の影響による医師臨床研修関係の取扱い

【H23.3 現在 2 年次の研修医】

（研修期間）

Q 1) 被災時から 3 月 31 日まで臨床研修が実施できていません。このような場合、未修了としなければならないのですか。

A 1) 研修が実施できなかった期間については、研修実施期間の評価における休止期間（上限 90 日）に含むものとして差し支えありません。

（修了認定）

Q 2) 被災地域の病院で研修期間修了時の評価を実施（研修管理委員会の開催等）できる体制がありませんが、これまでの評価を基に到達目標に達しているなど修了基準を満たしていると判断できる場合は、修了認定してよいですか。

A 2) 研修期間中の評価や指導医等の意見を基に研修修了と評価できる場合は、修了認定して差し支えありません。

Q 3) 被災により研修医手帳など研修に関わる記録が紛失しました。指導医等の判断（過去の記憶等）で修了認定してもよいですか。

A 3) 指導医等の意見を基に研修修了と評価できる場合は、修了認定して差し支えありません。

Q 4) 被災地域の病院で指導医等の不在により、修了認定のための評価ができる体制がありません。いつまでに評価を行わなければなりませんか。

A 4) 研修期間終了後速やかに行うことが望ましいですが、被災により混乱している状況ではやむを得ないと考えられます。体制が整い次第、速やかに評価（修了認定）をお願いします。

（臨床研修修了証の交付）

Q 5) 修了認定までは行う予定ですが、人員不足や事務機器等が無い場合、速やかに「臨床研修修了証」を作成することができません。いつまでに交付しなければなりませんか。

A 5) 臨床研修修了証を作成できる段階で速やかに交付をお願いします。併せて、研修医にはおおよその交付時期を伝えて下さい。

Q 6) 近々、診療所の管理者となる予定の研修医など、医師臨床研修修了登録証交付申請に対応するためにはどうしたらよいですか。

A 6) 病院から臨床研修修了証が交付されていない場合は、臨床研修修了証の写しを除いて申請を受け付けることとします。

この場合、当該研修医が臨床研修を修了しているか否かの確認が必要となりますので、その際は病院にご協力をお願いします。

(臨床研修修了登録)

Q7) 医師臨床研修修了登録について、医師免許証を被災により紛失したため写しを添付できません。どのようにしたらよいですか。

A7) 医師免許証の写しを除いて申請して差し支えありません。

【H23.3 現在1年次の研修医】

(研修の中断)

Q8) 被災により、臨床研修の継続が困難となりました。研修を中断し、研修医に中断証を交付したいのですがよいですか。

A8) 差し支えありません。

(中断した研修医の受入れ)

Q9) 被災病院の研修を中断した研修医を当院で受け入れたいのですが、募集定員に空きが無い場合は採用できませんか。

A9) 研修を中断した研修医を受け入れる場合は、適切な指導体制が確保されていると認められれば、募集定員とは関係なく当該研修医に対する研修を再開することが可能です。

「臨床研修を長期にわたって休止する場合の取扱い」平成21年6月30日事務連絡参照

【H23.4 受入れ予定者】

(研修医の受入れ)

Q10) 被災のため、予定していた研修プログラムどおりに研修をすることができませんが、被災した病院において、研修内定者を受け入れて研修を開始してよいでしょうか。

A10) 被災した病院において、臨床研修の実施が可能であり、内定者もその病院での研修を希望するのであれば、当該病院において内定者を受け入れて研修を開始して差し支えありません。研修開始時期の遅れや研修内容の変更など、研修プログラムの変更が必要な場合には、後日で結構ですので、地方厚生局に相談して、必要な手続きを行ってください。

なお、臨床研修の実施に当たっては、2年間で到達目標が達成できるようにご注意ください。

Q11) 被災病院から臨床研修の継続困難を理由に内定を取り消された者を、当院の研修医として平成23年4月に受け入れたいのですが、募集定員に空きが無い場合は採用できませんか。

A11) 研修を中断した研修医の受入れの場合と同様に、適切な指導体制が確保されていることを条件に募集定員とは関係なく当該研修医の受入れを可能とします。

Q12) 当該研修医分は、臨床研修費等補助金の対象となりますか。

A12) 対象とします。

(内定の辞退)

Q13) 被災した病院に内定している者ですが、被災地での研修に不安があるので、他の採用先を探したいのですが、内定を辞退することはできるのですか。

A13) まず、内定している病院に連絡をして、研修の実施体制など心配している点について確認を行って下さい。一方的に内定を辞退することなく、病院とよく相談の上今後の方針を決めて下さい。

(新しい研修先)

Q14) 被災した病院の内定を取り消された(辞退した)者ですが、新しい研修先はどのように探したらよいですか。

A14) 新しい研修先は、内定していた病院や出身大学に相談するか、各病院の2次募集などの情報を探してみてください。

また、被災病院に内定していた者の受入れを希望している病院について、地方厚生局に寄せられたリストがありますので、ご希望があればお渡しします。

【届け出・報告等】

(プログラムの変更)

Q15) 被災により、プログラム変更届けが4月30日に間に合いそうにありません。期限の延長をお願いできないでしょうか。

A15) 期限については、特定非常災害特別措置法の適用を受け、6月30日までとなっています。

(年次報告)

Q16) 被災により、年次報告が4月30日に間に合いそうにありません。期限の延長をお願いできないでしょうか。

A16) 期限については、特定非常災害特別措置法の適用を受け、6月30日までとなっています。

(研修医受入調査)

Q17) 被災により、「H23 研修医受入及びH24 募集意向調査」が4月30日に間に合いそうにありません。期限の延長をお願いできないでしょうか。

A17) 期限についてはある程度延長することとします。その後の日程については、医師臨床研修マッチングの順位登録の受付が9月15日から開始されることを念頭に改めて連絡いたします。

【その他】

(研修医の被災地での医療支援)

Q18) 震災後の長期的な医療支援として、(被災地以外の)研修医を東北地方の震災地域に研修の一環として派遣することは可能ですか。

A18) 臨床研修医が研修プログラムの一環として、震災地域において診療を行うことは差し支えありません。その場合には、研修医本人の了解の上、臨床研修指導医の適切な指導の下に実施していただくようお願いします。

また、研修プログラムの変更等が必要となる場合には、後日、地方厚生局に相談していただくこととして差し支えありません。(現行プログラムでの対応が可能であれば、そのように取り扱って差し支えありません。)